

令和3年度白岡市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和3年4月2日策定

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり定めるものである。

1 適用範囲

本方針の適用範囲は、市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

2 調達目標

令和3年度調達目標を、次のとおりとする。

目標額 579千円

3 調達方針の推進

競争性及び透明性の確保に留意するとともに、白岡市契約規則(昭和43年白岡町規則第8号)第19条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに福祉課から各所属所に対して情報提供を行うものとする。

4 調達実績の公表

調達実績については、法第9条第5号の規定に基づき、会計年度の終了後、遅延なく調達の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

5 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。